

災害時における企業間相互の連携に関する協定書

株式会社 丸栄製作所（以下「甲」という。）と株式会社 クシペウインテック（以下「乙」という。）は、災害時における連携について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震及び風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定める。

（災害時の情報提供）

第2条 甲及び乙は、災害時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要な情報提供を行うものとする。

（災害時の連携）

第3条 甲及び乙は、災害時に、以下の内容について連携し、協力し合うものとする。

- ・ 責任者
- ・ 連絡体制・連絡方法
- ・ 応援人員派遣
- ・ 援助物資の搬送
- ・ 非常用物資・非常用電源・燃料・用水等の相互提供
- ・ 施設や設備の融通
- ・ 代替生産
- ・ 生産や販売等の補完
- ・ 原材料や部品の確保

（意見交換会等）

第4条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。（参考：チャージ×実働時間=負担額）

（不可抗力免責）

第6条 甲及び乙は、協定履行中に発生した損害について、その原因が社会通念上の不可抗力と認められる場合や、その他当事者の責に帰し得ない事由の場合は免責されるものとする。また、やむなく損失の補填が必要な場合は、その対応について甲乙協議して決定する。

（疑義）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定める。

（協定の期間）

第8条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続する。この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年2月1日

甲

住所
会社名
代表者

富山県射水市鷺塚50番地
株式会社丸栄製作所
代表取締役 今牧健治

乙

住所
会社名
代表者

香川県三豊市高瀬町上高瀬1574-1
株式会社クシペウインテック
代表取締役社長 櫛部晃博